

NHKの国際放送に対する命令に反対し、電波法の改正を求める意見書

政府は、11月10日、NHKの国際放送に対して「平成18年度国際放送実施命令に係る変更」の命令を発しました。

政府はこれまで、?時事問題、?国の重要な政策、?国際問題に関する政府の見解、を大枠として指定してNHKに国際放送を命じてきました。今回は、従来、抽象的に示してきたが3点の放送に当たり、「北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意するよう命令する」というものです。

今回の放送命令は、これまでの抽象的な大枠の提示を変え、拉致という個別具体的な政策課題を特定して命令を発したという点で極めて問題です。

放送法は、放送の不偏不党や政治的中立を掲げ、誰からも干渉されることはないという「放送番組の自由」をうたっています。命令規定は、国際放送に限っての例外的な措置ですが、個々の政策に関しての今回のような命令がまかり通れば、放送法の理念は崩れ、憲法が保障する表現の自由・報道の自由は侵害されることとなります。また、これが前例になると、命令対象となる政策の中身は、時の政権の意向でいくらでも広がりかねず、NHK政治介入が強まっていくことが懸念されます。

今回の政府の命令は、放送法第33条と第35条に基づくものですが、具体的課題を掲げての放送への介入は、憲法でうたう理念に反し、これを具体化した放送法の「放送の自由」や「番組編集の自由」などの基本原則にも反するものです。

したがって、憲法に抵触するおそれが濃い放送法の命令規定は、これを抜本的に見直し、撤廃すべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月15日

名 寄 市 議 会